平成２３年（フ）第６７６８号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番６―906号
債務者　岡村　辰男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３７号
大阪府高槻市如是町13番18号
債務者　舟越　順一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４１号
大阪市平野区瓜破４丁目１番49号　グランドール大鳥101
債務者　二輪　憲治
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２１号
大阪市西成区千本北１丁目10番18号
債務者　小島　美明
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２２号
大阪市西成区千本北１丁目10番18号
債務者　小島昆布本舗こと　小島　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１３号
大阪市北区本庄東１丁目12番17―310号
債務者　村元　千秋
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１５号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目５番16号
債務者　鴻池商事こと　鴻池　茂美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２０号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番10―406号、従前の住所石川県白山市井口町ろ56番地23
債務者　山﨑　　薫（旧姓村口）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２５号
大阪府大阪市都島区大東町３丁目６番５号
債務者　北川　孝治
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３７号
大阪府茨木市東太田３丁目５番Ｂ―102号
債務者　宮坂　　崇
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４４号
大阪市都島区中野町１丁目13番19号　小西ビル101号、前住所大阪市北区本庄東３丁目８番２―907号
債務者　波戸　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９６号
大阪市都島区中野町２丁目11番21号　フォレストハイム森本209号、前住所東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目19番２―703号
債務者　448ｓｙｓｔｅｍこと　吉**楠**　正人
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０７号
大阪府東大阪市小阪２丁目２番14号　Ｋ・Ｓマンション601号
債務者　松井こと楠本こと　李　　裕
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１７号
大阪市福島区吉野４丁目９番18―602号、前住所大阪市福島区大開３丁目１番15―501号
債務者　稲葉　信子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６２号
大阪市淀川区新北野２丁目９番23号　リブラン新北野303号、前住所大阪市淀川区野中北１丁目７番20―702号
債務者　岩瀬　光一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１２号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目14番15号　泉文化３Ｆ４号
債務者　中垣　勝代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３３号
大阪市生野区田島２丁目２番８号
債務者　平尾　有紀（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４０号
大阪市住吉区山之内５丁目３番89号
債務者　野﨑　孝也
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部